

【海外拠点】山口銀行釜山支店、山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】TTB銀行(タイ・バンコク)、HD銀行(ベトナム・ホーチミン)
明倫国際法律事務所ホーチミンオフィス(ベトナム・ホーチミン)



【ベトナム】

外国人技能実習制度の動向について

1. はじめに

2023年5月19日から21日にかけて広島市にてフランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7か国及び欧州連合（EU）の首脳が参加するG7広島サミットが開催されました。合わせて開催された拡大会合にはインド、ブラジル、インドネシア、コモロ、クック諸島、オーストラリア、韓国、ベトナム（ベトナムからはファン・チン・ミン首相が参加）の8か国が開催国及び議長国である日本からの招待を受け参加しました。ベトナムがG7サミットの拡大会合に出席するのは今回が3回目となり、今後の国際情勢においてベトナムが重要視されていることが窺えます。

また、ファン・チン・ミン首相は来日に合わせて、広島県内企業のトップや湯崎広島県知事とも会談を行うなかで、さらなるベトナムへの投資を呼びかけており、今後益々ベトナムとの結びつきが強固なものになっていくことが予想されます。

さて、今回のアジアニュースでは外国人技能実習制度の動向についてご紹介いたします。

2. 外国人技能実習制度概要について

外国人技能実習機構によると、同制度は「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う『人づくり』に寄与することを目的」として1993年に創設された制度であり、2023年6月末時点で全国に約35万人の外国人技能実習生が在留しています。

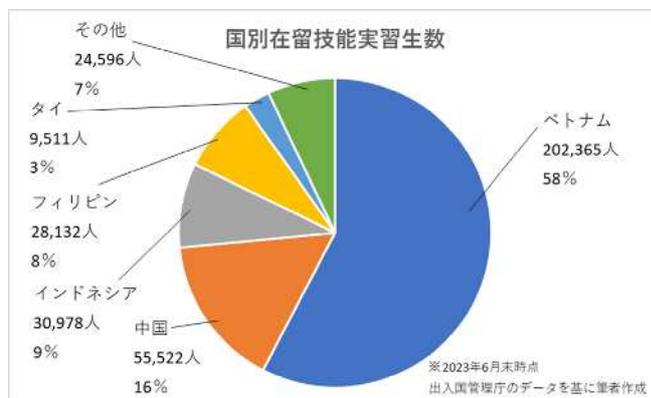
技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得を図るものであり、期間は最長5年で技能実習計画に基づき行われます。

また、技能実習法には技能実習制度が国内の人材不足を補う安価な労働力の確保等として使われることがないよう、基本理念として以下の2点が定められています。

- ① 技能等の適正な修得、習熟又は熟練のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。
- ② 労働力の需給の手段として行われてはならない。

3. ベトナム人技能実習生の動向について

ベトナムから日本に派遣される技能実習生は2013年の1万200人から2019年には8万2,700人と8倍超まで増加しています。コロナウイルス流行の影響により一時減少したものの、2022年には6万7,295人、2023年1月～6月期は3万4,508人と戻りつつある状況です。



出入国管理庁のデータによると、

2023年6月末時点でのベトナム人技能実習生は約20万人と、日本に技能実習生を派遣する15か国の中で最も多く、在留外国人技能実習生の58%を占めています。

また、ベトナム海外労働管理局によると、2022年のベトナム人労働者の海外派遣者数は14万2,779人と前年(4万5,058人)の3倍以上に増加しました。

国・地域別では日本が最多の6万7,295人、次いで台湾が5万8,598人、韓国が9,968人、以下シンガポール、中国、ハンガリー、ルーマニア、ポーランド、ロシア、マレーシアが続いています。台湾への派遣が伸びていることに加え、ベトナムと韓国が労働者派遣受け入れの増加に関して協議を進めているほか、オーストラリアへは農業に従事する労働者を毎年1,000人ほど派遣することが決まっているなど、派遣先の選択肢が増えてきています。

日本でも2023年6月に特定技能2号について「建設」、「造船関連」の2分野から「農業」や「飲食品製造業」など9分野を増やし、合わせて11分野と大幅に拡大する方針が閣議決定されており、外国人労働者の受け入れ環境の整備が行われています。



左：ベトナム人技能実習生送り出し機関の1日のスケジュール 右：日本へ行く技能実習生壮行式の様子(筆者撮影)

4. 技能実習制度の廃止、新制度移行について

現行の技能実習制度の本来の目的は「人材育成を通じた国際貢献」であり、「労働力の需給の手段として行われてはならない」という基本理念が定められているにもかかわらず、国内企業の単純な労働力として取り扱われており、制度の目的と運用実態が乖離しているという指摘がされています。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議にて、「今後も技能実習制度

の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者として受け入れを継続することは望ましくない」との見解が示され、「現行の技能実習制度を廃止して人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき」との提言がなされました。下記の検討案に沿って、具体的な制度設計について議論を行った上、2023 年秋頃を目途に最終報告書がまとめられることとなっています。

出入国管理庁「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議中間報告」

論点	現状	検討案
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	・人材育成を通じた国際貢献	・現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討。 ・特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備など引き続き議論。
外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	・職種が特定技能の分野と不一致	・新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）。 ・現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討。
受入れ見込数の設定等の在り方	・受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	・業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る。
転籍の在り方（技能実習）	・原則不可	・人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）。
管理監督や支援体制の在り方	・監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある ・悪質な送出国が存在	・監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要。 ・監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）。 ・外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る。 ・悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化。
外国人の日本語能力の向上に向けた取組	・本人の能力や教育水準の定めなし	・一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける。

5. おわりに

昨今日本ではベトナム人技能実習生の失踪や犯罪といったニュースを耳にする機会がありますが、そのような事例はごく一部のベトナム人技能実習生によるもので、受け入れる日本企業の待遇や環境に起因するものであると感じます。日本は高齢化、人口減少が続いているのに対して、ベトナムは2023年4月に人口1億人を突破し、平均年齢32.5歳と若く、手先が器用で真面目な国民性と言われていることから、日本の労働市場においてベトナム人労働者は今後益々重要になっていくものと思われまます。

山口フィナンシャルグループでは、海外出張時のアテンド対応、ベトナム現地企業との商談設定など、お取引先様のご要望に合わせてハンズオン形式でご支援しております。海外への事業展開にご関心をお持ちの方は、お取引店もしくは山口フィナンシャルグループ営業戦略部法人事業室海外事業グループまでお気軽にお問合せください。

(山口フィナンシャルグループ 海外出向【ベトナム】 繁本 康平)

【参考文献】

日本経済新聞：

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC211800R20C23A5000000/>

外国人技能実習機構：

https://www.otit.go.jp/info_seido/

出入国在留管理庁：

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html

ベトナムニュース総合情報サイト (VIETJO)：

<https://www.viet-jo.com/news/statistics/230705214208.html>

JETRO (日本貿易振興機構)：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/f1e9f94588c66a7a.html>

独立行政法人労働政策研究・研修機構：

https://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2023/06/special_01.html